

# 税の申告が始まります

## 2月17日～3月16日

今年も税の申告の季節がやってきました。所得税の確定申告と納税、町県民税（住民税）の申告は、いずれも2月17日から3月16日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談会場を開設します。日程については5ページのとおりですが、2月22日の土曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、例年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日をご確認のうえ、早めの申告をお願いいたします。

### 所得税の申告

#### ◎申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得などがある方で、所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて残額のある方。
- ② 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
  - ・ 給与の年収が2千万円を超える方
  - ・ 給与を1ヶ所から受けて

いて、給与所得以外の所得が20万円を超える方  
給与の支払いを2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、個人の方で所得税を納める義務のある方は、基

#### ◎復興特別所得税

### について

が対象となります。但し、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

ださい。帳簿を作成されない方や帳簿等に不備や不明瞭な点がある方は、町での受付はできませんのでご了承ください。

#### ◎障害者手帳等をお持ちでない場合も障害者控除が受けられます

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除を受けることができます。認定を受けたときに「障害者控除対象者認定書」が交付されますので、申告の際にご持参ください。詳しくは神崎町保健福祉課（☎1603）までお問い合わせください。

### 町県民税の申告

#### ◎申告が必要な方

令和2年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方

① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先へご確認ください）

② 給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしない方

③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）

④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方  
【所得がなかった方】  
令和元年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養

末調整を受けていない方  
※源泉徴収票・各種控除証明書・領収書などをお持ちください。

#### ◎配偶者（特別）控除の変更点

平成30年分からは、配偶者（特別）控除を受けようとする方の所得が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1000万円を超える場合は控除が受けられなくなります。

また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得は、従来の76万円未満から123万円未満となり控除される範囲が広がります。

#### ◎譲渡所得がある方

令和元年中に、土地や建物・株式などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。なお、譲渡所得のある方は、町での受付ができませんので、佐原税務署で申告をお願いします。

#### ◎農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出しますので、作成した帳簿等をご持参く

#### ◎青色申告で

### 合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。令和元年から青色申告をする方は、3月16日までに青色申告承認申請書を提出する必要があります。

3月11日・12日に青色申告に関する相談に応じる「青色コーナー」を設置しますので、お気軽にご相談ください。

#### ◎記帳・帳簿等の保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。白色申告の方、金額が少額で確定申告をされない方も記帳等の義務がありますのでご注意ください。

#### ◎医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。但し、領収書はご自宅で5年間保存をお願いします。

親族でない方は、「所得なし」として申告をしてください。国民健康保険や各種年金の審査、所得証明などの資料として必要になります。

また、神崎町に住所がない方でも、実質上の生活の本拠地が神崎町にある方は申告が必要です。

#### ◎申告に必要なもの

① 印鑑（シャチハタは不可）

② 所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類など）

③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金等がある方は、その領収書や明細書・証明書など

④ 番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

### 令和元年分 所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場	青色コーナー
	午前	午後		
2月17日(月)	四季の丘	四季の丘	役場2階 第2会議室	◎ ◎
2月18日(火)	成城台・藤の台	武田・新		
2月19日(水)	武田・新	神崎神宿		
2月20日(木)	神崎神宿	神崎本宿		
2月22日(土)	全地区(予約制)	全地区(予約制)		
2月25日(火)	神崎本宿	毛成		
2月26日(水)	毛成・神崎本宿	古原		
2月27日(木)	古原	郡		
3月2日(月)	郡	大貫・立野		
3月3日(火)	大貫・立野	植房		
3月4日(水)	植房	小松		
3月5日(木)	小松	並木		
3月9日(月)	並木	今・高谷		
3月10日(火)	松崎・向野	成城台・藤の台		
3月11日(水)	全地区	全地区		
3月12日(木)	全地区	全地区		
3月16日(月)	全地区	全地区		

- ◎受付時間【午前の部】午前9時～11時  
【午後の部】午後1時30分～4時（土曜日は午後3時まで）  
但し、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いします。
- ◎2月17日(月)～3月10日(火)は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、予めご了承ください。
- ◎2月22日(土)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月21日(金)午後5時までに神崎町役場町民課税務係へご連絡ください。
- ◎領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。
- ◎青色申告決算書は、作成済のもののみ受付します。必ず自書にて作成後、申告にお越しください。